

令和 6 年度

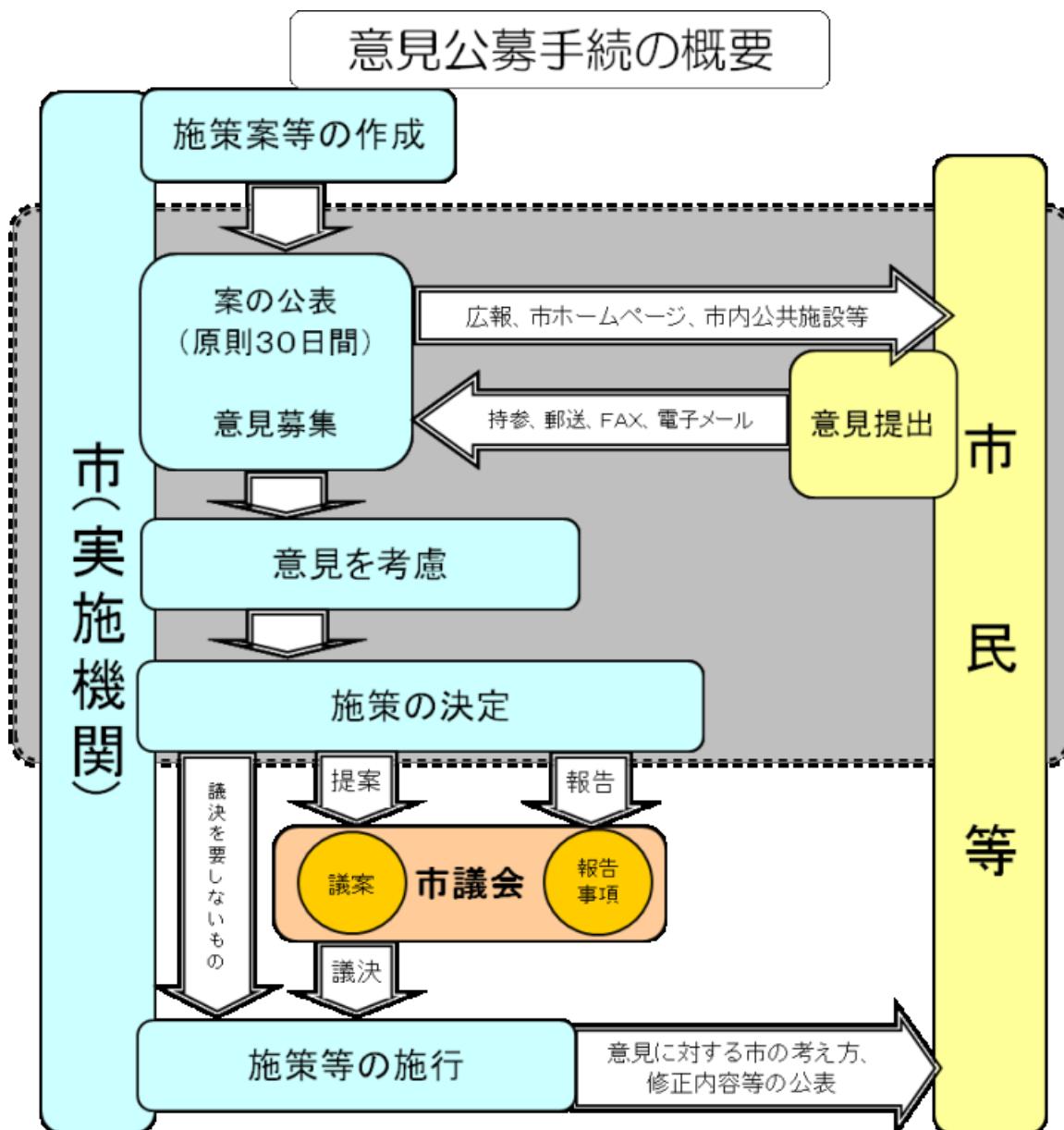
意見公募手続実施概要

志木市

◆志木市意見公募手続制度

市では、市の政策形成過程における市民参加の機会を確保するとともに、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図り、市民との協働によるまちづくりを推進することを目的に意見公募手続条例を平成20年4月1日に制定しました。

「意見公募手続」とは、市の重要な施策等を定める場合に、施策の素案、関係資料等を広く公表し、市民等から意見の提出を受け、いただいた意見を考慮して施策等を定めるとともに、それら意見に対する市の考え方を公表する一連の手続のことです。



○意見公募手続の概要

◇意見を提出できる人

市内在住、在勤、在学者及び事業者、納税義務者、施策等に対する利害関係者を対象とします。

◇対象となる施策等

- (1) ア 市の基本的な制度を定める条例の制定・改定
「市政運営基本条例」、「男女共同参画推進条例」など
イ 市民等に義務を課したり、市民等の権利を制限する条例の制定・改廃（ただし、金銭徴収に関する部分は除きます。）
「路上喫煙防止条例」、「ポイ捨て防止に関する条例」など
- (2) 基本構想その他市の基本政策を定める計画の策定・改廃
「総合振興計画基本構想」、「環境基本計画」など
- (3) 市民生活や事業活動に重大な影響を与える制度の制定・改廃
「開発指導要綱」、行政指導の指針の制定など
- (4) 市の基本的な方向性を定める憲章・宣言の制定・改廃
「市民憲章」、「子ども憲章」など
- (5) 公の施設の設置計画の策定・廃止・用途変更
学校、公民館、図書館、保育園、公園などを設置する場合や廃止
又は用途変更を行う場合
- (6) その他実施機関が必要と認めたもの

※ ただし、緊急を要するもの、軽微なもの、市に裁量の余地がないもの、法令により意見公募の手続を実施するもの等は除外します。

◇施策案などの公表方法

広報、市ホームページ及び公共施設等で施策等の素案や関係資料を公表します。

◇意見の提出方法

書面により、募集期間内（原則30日）に、指定された場所又は郵便、ファクシミリ、電子メール等で提出してください。

◇提出した意見の取扱い

全ての意見を考慮して、施策等を決定します。その後、意見の概要と意見に対する市の考え方や修正内容を市ホームページなどで公表します。

また、年1回、各実施機関の実施状況を取りまとめ、公表するとともに実施状況を検討し、改善等を行います。

志木市意見公募手続条例（平成20年志木市条例第2号）第9条の規定に基づき公表するものです。

令和6年度意見公募を実施した案件

案件名	募集期間	提出意見数	担当課
朝霞地区4市共用火葬場設置基本構想（素案）	令和6年 10月22日（火） ～令和6年 11月22日（金）	9件 (5人0団体)	政策推進課
志木市債権管理条例（素案）	令和6年 11月11日（月） ～令和6年 12月10日（火）	0件	収納管理課
第5期志木市地域福祉計画、第2期志木市再犯防止推進計画、第3期志木市成年後見制度利用促進基本計画（素案）	令和6年 12月3日（火） ～令和7年 1月6日（月）	2件 (2人0団体)	共生社会推進課
志木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（素案）	令和6年 12月3日（火） ～令和7年 1月6日（月）	11件 (4人0団体)	環境推進課
志木市公共施設適正配置計画～第Ⅱ期個別施設計画～（素案）	令和6年 12月3日（火） ～令和7年 1月6日（月）	15件 (6人0団体)	公共施設 マネジメント 推進室
志木市こども計画（素案）	令和7年 1月23日（木） ～令和7年 2月21日（金）	22件 (8人1団体)	子ども支援課

「朝霞地区4市共用火葬場設置基本構想（素案）」について

1 意見公募期間

令和6年10月22日（火）から令和6年11月22日（金）まで

2 計画の公開場所

市ホームページ、政策推進課、市民サービスステーション、
柳瀬川駅前出張所、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館

3 意見募集状況

人 数		意 見 件 数
個 人	団 体	
5人	0団体	9件

区 分	
◎	意見を反映し、修正・加除(一部を含む)を行ったもの
○	原案のとおりとするもの
△	その他

※複数のご意見をいただいた場合は、市において分類しております。

No.	公募意見概要	公募意見に対する市の考え方	区分
1 全般	構想には大きく賛成し、早期の完成を望みます。 用地取得や取付道路面で問題ナシとするならば、環境的にも歓迎出来る施設と思います。	ご意見のとおり、早期の実現に向けて努めてまいります。	○
2 全般	「1.2 基本構想の目的」に「住民との合意形成に努めながら」と明記したことはとてもよいと思う。具体的にはどのようにして合意形成を行っていくのか。	住民との合意形成につきましては、基本構想の策定後、基本計画を策定していくことになりますが、この策定過程において、計画の内容を説明するとともに、市民の皆様の声をお聴きする機会を設けてまいります。	○
3 全般	事業形態について基本構想にはPFIやDBOという言葉が見られるがどちらも民間企業に大きく依存する方式である。志木市のいろは親水公園リニューアル事業もPFIだが、この事業では中洲のカフェの売上確保のために左岸にあった水飲み場を撤去（批判されて2年後に復活）、中洲には依然として水飲み場を設置しないなどのいきすぎた営利主義が見られる。火葬場・葬祭場という重要な施設に同様の営利主義が入りこむことが懸念される。	朝霞市、志木市、和光市、新座市とも、火葬場設置の実績がなく、施設運営についても経験がないことから、利便性が高く、効率的な施設運営を行うためには、民間活力活用の検討が必要と判断しております。 民間活力活用にあたっては、公共施設としての役割を踏まえた施設整備・施設運営となるよう、要求水準書に必要な要件を盛り込むことが必要と考えております。	○
4 全般	建設業界ではいわゆる2024年問題で人手不足が加速し、志木市では市民会館と市民体育館の新複合施設建設の入札が失敗に終わってしまった。これが2024年にとどまらず、行政が民間活力に甘えて事業を丸投げできる環境が今後は厳しくなりつつあり、PFIやDBOを募集しても不調に終わる可能性もある。それを避けようと予算値上げなどを行い、利用者である市民にそれが跳ね返ってくることが懸念される。	基本計画策定とあわせて行う民間活力可能性調査においては、サウンディング調査（市場調査）もあわせて行うなど、適切な事業実施に努めてまいります。 なお、建設業界の人手不足等の課題については、民間活力活用はもちろん、従来方式（公共発注）においても同様の課題であると認識しております。	○
5 全般	火葬場設置は住民にとっても必要なことであり、施設の設置は理解しています。出来る迄の工事中の問題、費用負担の問題、水害に対する心配があります。今の市の行事、体育館と市民会館の建設についても途中で頓挫してしまっている様なので、費用経費が心配です。 ①小学校・中学校がすぐ近くにあるので、工事中の工事車両の交通量、塵灰、騒音に対する対策。 ②下宗岡は水害被害の多くみられる地区なので、（今までも道路が水であふれたりしている。大きな建物が出来ることでもっと増えてしまうのではないか） ③費用の問題、市民が安心して利用できる施設になるか、そして税金負担が増えることはないのか、継続して存続できる火葬場や式場になれるのか。	火葬場の工事期間中は交通安全対策・騒音・粉塵等の対策に努めてまいります。 水害への対応については、基本計画策定時に事業費用も含めた検討を行い、必要な措置を行ってまいります。	○

No.	公募意見概要	公募意見に対する市の考え方	区分
6 全般	<p>朝霞4市における火葬場利用の現状と課題解決について、わかりやすく検討結果を整理された構想計画だと思いました。気が付いた3点についての意見を述べます。 意見1. 1頁の1. 1 「4市をとりまく現状とこれまでの経緯」のなかで、・・・朝霞4市の市民は利用可能な時間帯についても制約を受けている状況にある・・・と記述されていますが、どのような制約を受けているかの説明記述がない。</p> <p>一方、・・・火葬場を所有している自治体の市民よりも火葬場の使用料が高額となり・・・については、4頁の表2-4 「近隣5施設の火葬の利用料金（令和6年度調査）」のなかで分かりやすく説明されています。 <意見2.> 「近隣火葬場施設の状況と火葬場整備の必要性」のなかの1項目として、4市市民が利用可能な時間帯についても制約を受けている状況についての具体的な説明記述又は説明データの1項目が設けた方が分かりやすいと思います。</p>	<p>市内の方、市外の方について、利用可能な時間帯の区分につきましては、各火葬場において運営方法がさまざまであることから、定性的な記述とさせていただきました。</p> <p>料金については、一覧での定量的な比較が可能であることから、具体的な記述をさせていただいたところですので、ご理解を賜りたいと存じます。</p>	○
7 全般	<p>意見2. 27頁からの7. 「概算事業費の算定」のなかに4市共用火葬場の利用料金についての記述がない。</p> <p>事業費算定の上からも、算定試算する上で想定した4市市民及び市外利用者の利用料金の具体的な記載が必要だと思います。</p> <p><参考></p> <p>2024年11月10日の日本経済新聞朝刊「東京の火葬料なぜ高い？」によると、全国88の政令市・県庁所在地・中核市に住む住民の火葬料の平均は1万54円で、内訳は無料が18都市、1万円未満は26市、1万円～3万円未満は41市、3万円以上は3市でした。</p>	<p>利用料金につきましては、今後、事業費及び運営コストを精査するとともに、他市の利用料金等の状況も踏まえながら、検討を進めてまいります。</p>	○
8 全般	<p>意見3. 33頁の10.5 「洪水による浸水対策」のなかで、明治43（1910）年の荒川大洪水程度の洪水に対する浸水対策の方針が記述されていますが、洪水対策だけでなく将来予想される大地震などによる液状化リスク対応の必要性などの方針も、ひとつの項目として記載が必要だと思います。</p>	<p>今後、地質調査等を実施するとともに、対策についても、設計時において詳細に検討してまいります。</p>	○
	<p>説明会参加させていただきました。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>説明会冒頭で、今後死亡者数が増える状況に備えるためという話でしたが、資料にもありました志木市周辺の公営火葬場は今現在すでに約90%近くの稼働と余裕がないのが現状です。</p> <p>この稼働状況下で、火葬炉のメンテナンスや修理等で使えないことになりますと、志木市民は火葬ができずさらに待たされる形になります。</p> <p>葬儀社からの目線では、すでに足りていない状況です。</p> <p>一市民としても、一葬儀社としてもできるだけあの場所で早くに火葬場建設していただきたいと思います。</p> <p>火葬場併設の式場ですが、他の葬儀社様のアンケート結果を拝見したところ弊社以外の葬儀社は、式場いると回答してい</p>	<p>ご意見のとおり、早期の実現に向けて努めてまいります。</p> <p>また、式場につきましては、設置を求める声も多く、また近隣火葬場では7割以上の施設に式場が併設されており、利用者ニーズも高いと考えられることから、基本構想においては式場の併設を想定したところです。施設機能等につきましては、今後、検討を行うこととなります。バリアフリーやユニバーサルデザインを考慮するとともに、諸室の設え等についても特定の宗教等に偏らないようにするなど、誰もが使いやすい施設となるよう検討を行ってまいります。</p> <p>また、アクセス路については、今後、施設へのアクセスの向上に向けた検討を、基本計画の策定と併せて実施してまいります。なお、将来的な死亡者数の増加は、朝霞市、志木市、和光市、新座市だけではない</p>	

No.	公募意見概要	公募意見に対する市の考え方	区分
9 全般	<p>る葬儀社様の圧倒的に多かったですが、弊社としては式場は不要と考えております。</p> <p>式場を無くし、その場所を火葬待合室にしていただきた方がご葬家様移動の動線がよくなると思います。</p> <p>ご葬家様の中には、高齢者も多く階段移動困難な方も多いです。</p> <p>仮にエレベーターがあったとしても、2階から降りる方・上の方以外にも料理屋さんが料理の運搬にエレベーターを使うことが想定されます。</p> <p>多くのエレベーターが必要になりエレベーター設置費用や設置場所が増えることでコストが増加します。</p> <p>また、仮に式場を作るという形になるのであれば、白木祭壇等の備品は不要です。</p> <p>最近は、白木祭壇より生花祭壇が主流です。</p> <p>あることで、白木祭壇を片付けたり白木祭壇の備品などを購入費用がまた掛かります。</p> <p>多くの葬儀社は、葬儀関連の備品は持っております。</p> <p>できるだけ、建設費用をかけず早くに建設するには民間葬儀社に頼って良いと考えております。バイパス沿いに、今回火葬場建設となりますますが入口はバイパス沿いからなのでしょうか。</p> <p>下り側からであれば、容易に火葬場に入れますが志木市側からは上り車線になると思います。</p> <p>火葬場入口前に、信号のある交差点と右折専用車線作っていただかないと進入が困難になります。</p> <p>新宮戸橋付近から、進入できれば問題ございませんがやはり道路の幅が狭く入りにくい印象です。</p> <p>都市計画作成に辺り、付近の道路も拡幅等考えていただいていると思いますが、できるだけ広く見通しの良い道路にしていただければ幸いです。</p> <p>最後になりますが、今回の「朝霞地区4市共用火葬場設置基本構想」とは趣旨が変わってしまいますがご提案がございます。</p> <p>今からでも、しののめの里火葬場に資金投資して広域組合に参加して火葬場を使いやすくしてはどうでしょうか。</p> <p>しののめの里火葬場は、まだ火葬炉を増設する枠は空いており火葬炉増設費用を志木市から資金拠出すれば志木市民の火葬炉問題は解決すると考えております。</p> <p>正直、今回の説明会聞く限り予定通りにいくとは考えにくく、また4市の足並みも揃わざ各市ごと駆け引きはこれからという印象を持ちました。</p> <p>これから、作る火葬場より現在稼働している火葬場の方が同じ負担金払うことを考えれば費用安く確実な効果があります。</p>	<p>状況であり、将来人口と死亡者数の推計を踏まえますと、4市共同の火葬場を設置する必要性は高いものと判断しているところです。</p>	○

No.	公募意見概要	公募意見に対する市の考え方	区分
	<p>志木市は、富士見市とゴミ焼却で協力関係にあります。</p> <p>警察消防組織は、新座市以外と組合です。</p> <p>何も、必ず4市共同である必要性はありません。</p> <p>都市計画まとめる前であれば、まだ間に合うのではないのでしょうか。</p> <p>参考意見としていただければ、幸いです。</p> <p>志木市民からすれば、今現在でもう足りていない状況です。</p> <p>死亡数増えるのは、他の自治体も同じです。</p> <p>少し大袈裟な表現ですが、今はかなり待たされるが火葬できる状況から待っても火葬されない、かなり待って大変使いづらい時間にやっと火葬してもらったという状況になると思います。</p> <p>火葬場のデザインなどは、求めてません。</p> <p>火葬できる施設であればいいです。</p> <p>多くの葬儀社が存在していると昨今、葬儀に必要な式場や物品用意を自治体がやるというのではなく、民間の葬儀社ができるだけに自治体は注力していただき協力することでこれからの多死社会にむけて頑張った方がいいと考えております。</p> <p>早くに、火葬場建設されることをお願い申し上げます。</p>		

志木市債権管理条例(案)について

1 意見公募期間

令和6年11月11日（月）から12月10日（火）まで

2 条例案の公開場所

市ホームページ、収納管理課、市民サービスステーション、柳瀬川駅前仮出張所、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館

3 意見募集状況

人 数		意 見 件 数
個 人	団 体	
0人	0団体	0件

区 分	
◎	意見を反映し、修正・加除（一部を含む）を行ったもの
○	原案のとおりとするもの
△	その他

公募意見概要	公募意見に対する市の考え方	区 分
意見なし	—	—

「第5期志木市地域福祉計画、第2期志木市再犯防止推進計画、第3期志木市成年後見制度利用促進基本計画」（素案）について

1 意見公募期間

令和6年12月3日(火)～令和7年1月6日(月)

2 計画(素案)の公開場所

市ホームページ、共生社会推進課、市民サービスステーション、柳瀬川駅前出張所、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館、健康増進センター、児童発達相談センター、教育サポートセンター

3 意見募集状況

人	数	意見件数	
個	人	團	体
2人	0団体	2件	

区	分
◎	意見を反映し、修正・加除(一部を含む)を行ったもの
○	原案のとおりとするもの
△	その他

Nº	頁	公募意見概要	公募意見に対する市の考え方	区分
1	全 体	<p>■バリアフリーおよびノーマライゼーション</p> <p>現在の志木市はバリアフリーおよびノーマライゼーションにどれだけ真剣に取り組んでいるか強い疑問がある。例えば、いろは親水公園の中洲は中央の広くきれいな入口の石畳は10cmの段差が何段もあり健常者専用、スロープは向かって左、点字ブロックは向かって右に回らせるなど、弱者を分離し、皆が同じ入口を使うというノーマライゼーションとは真逆の作りになっている。なおこの点字ブロックは旧村山快哉堂まで直線距離わずか30m足らずのところをカフェの裏手を回らせたため8箇所の曲折と2箇所の途絶があり、真のバリアフリーには程遠い。これらを作ったのは第4期志木市地域福祉計画期間中の2022年である。他にも市役所新庁舎の入口は横長の階段が延々と続きスロープは端、栄橋の歩道には何年経っても点字ブロックが設置されず本町方面から市役所に到達できないなどというのも象徴的である。今後建設される公共施設においてはスローガン倒れにならない真のバリアフリーおよびノーマライゼーションに真剣に取り組むべきである。そのためには計画・設計段階で当事者や専門家の意見をしっかりと聞き取り入れることを必須とする条例を制定すべきである。</p> <p>■散歩に出たくなる街づくり</p> <p>高齢者や障害者のみならず、すべての市民の心身の健康づくりの土台として、市民がより気軽に散歩に出られる街づくり、「散歩に出たくなる街づくり」を提案する。具体的には以下の施策からはじめたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在行われている街なかにベンチを増やす施策の継続・拡大 特に高齢者にとって散歩中に休憩できるところが多数あることは散歩に出ようかという大きな契機になる。また赤ちゃんや幼児連れの人にとってもベンチの有無は重要である ・水飲み場 街なかに無料で水分補給できる場所が充分にあることも重要である。志木駅(新座市ではあるが)前・柳瀬川駅前・いろは親水公園中洲・市役所前広場・新河岸川と柳瀬川の遊歩道などをはじめ要所要所に水飲み場を設置すべきである ・点字ブロック すべての歩道に点字ブロックを設置すること、現在各地で取り組まれている点字ブロックとスマホの連動機能(点字ブロックから案内情報が出る)などを積極的に取り入れること、あるいは視覚障害者用のナビ機能を持つシーブルズの普及を推進する、これらにより日本一視覚障害者が外に出かけやすい街を目指すことを提案する ・段差解消 車椅子・ベビーカー・カートを使う高齢者などにとって街なかにある段差のバリア解消は重要である。志木市は日本で6番目に面積が小さい市なのだからその小ささを活かして「段差ゼロの街」をめざしたい 	<p>ご意見のありました、市庁舎、いろは親水公園、さらには新複合施設を含む新たな公共施設を整備する際には、福祉のまちづくり条例等に基づきバリアフリーやノーマライゼーションを含めた検討を行っており、すでに供用が開始されている市庁舎、いろは親水公園については、必要なバリアフリー設備等を設置したところです。新複合施設につきましても同様の検討を進めているところであり、当事者である障がい者団体にもヒアリングを行い、そのご意見を踏まえた設計を実施しております。</p> <p>また、本市では、令和5年4月に「志木市地域共生社会を実現するための条例」を制定するとともに、志木市障がい者計画・志木市障がい福祉計画・志木市障がい児福祉計画におきましてバリアフリーやノーマライゼーションの推進を掲げており、ご意見にあります趣旨につきましては、当該条例等に含めているところです。</p> <p>また、散歩に出たくなる街づくりとしましては、歩道空間に誰もが休憩できる「いこいのベンチ設置事業」や、誰もが安心して歩きやすい歩道の整備に向け、街路樹の根上がりによる段差の解消や、視覚障がい者警告用ブロックの設置等に取り組んでいるところでありますので、頂いたご意見・ご提案につきましても、整備担当課に共有してまいります。</p>	○
2	4 4	【「基幹福祉相談センターと相談機関との連携」ところ】	ご意見のありました点につきましては、44頁表中のNo.3「基幹福祉相談センターと相談機関との連携」の内容の中で、「高齢者、障がい者、生活困窮等の分野を超えた地域生活課題」と記載をしており、そこには若年性認知症や高次脳機能障がいの方についても含めております。なお、志木市障がい者計画・志木市障がい福祉計画・志木市障がい児福祉計画におきましては、若年性認知症や高次脳機能障がいの方に関する内容につきましても掲載をしているところです。	○

「志木市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」について

1 意見公募期間

令和6年12月3日(火)から令和7年1月6日(月)まで

2 計画の公開場所

市ホームページ、環境推進課、市民サービスステーション、柳瀬川駅前出張所、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館

3 意見募集状況

人 数		意 見 件 数
個 人	団 体	
4人	0団体	11件

区 分	
◎	意見を反映し、修正・加除(一部を含む)を行ったもの
○	原案のとおりとするもの
△	その他

公募意見概要		公募意見に対する市の考え方	区 分
1 全般	【庁舎・公共施設】 ・公共施設のリストを示すとよい。添付資料で問題ない。	ご指摘の事項は、市(行政)が取り組むべき事項をまとめた計画である「志木市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」に関連が深く、施設別の温室効果ガス排出量を掲載しておりますのでご参照ください。	○
2 計画の基本的事項	【計画の期間】 ・2050年までにゼロとするためにいつまでに何%減らすか示すとよい。いつまでに何を行い、全体で何%削減すると明確にしないと達成できるか読めない。	本計画の計画期間は、2025年度から2030年度であり、目標年度である2030年度の温室効果ガス排出量を基準年度である2013年度と比較して46%削減することを目標としております。 また、第3章において、ゼロカーボンの促進に資する、市民・事業者の省エネ等の行動につながる市の施策を参考として紹介しております。	○
3 目標達成に向けた取組	【具体的な取組】 ・「新たに設置する照明器具は原則 LED 照明とします。」と書いてありますが、旧式の照明器具は販売されていないため対策といえるでしょうか?	ご指摘の列記事項については、「志木市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」ではなく、「志木市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」に掲載されているものであります。 ご指摘のとおり、白熱灯や蛍光ランプ等の旧式の照明器具の製造は段階的に廃止されておりますが、市において旧式の照明器具を使用している施設もあることから、列記しております。	○

4	<p>・新築や改修に関して、具体的な指標を示すと良いです。2050年まで待つとゼロエミッションが達成できません。達成するために各施設がゼロエミッションであるべきだと思います。ルールにしないと達成できません。既存施設に関しても同じです。ZEB化が必要です。</p> <p>また、2050年まで待つと現時点で使っている燃焼系設備からの排出量が残ります。ルールを明確にして、燃焼関連設備の切り替え計画が必要です。(冷暖房・調理関連設備と思われます)</p>	<p>市では、市庁舎に、全面LED照明の設置、高効率電気・設備機器の導入に加え、日射熱を遮蔽するガラス、庇機能を持つテラス、自然風を地下から屋上に誘導する吹抜け等、様々な取組を通じて、エネルギー利用の低減に努めているところです。また、今後予定される公共施設においても環境負荷に配慮したうえで整備してまいります。</p>	○
5 第3章	<p>・街路灯に関しても具体的にいつまでLEDにするか示すと良いです。</p>	<p>市の道路照明灯は、すべてLED化を実施しております。</p> <p>また、防犯灯につきましても、順次、LED化を進めているところです。</p>	○
6 目標達成に向けた取組	<p>・自動車に関しては電気自動車又はプラグインハイブリッドをルールにしないと2050年までゼロエミッションの達成ができないと思います。</p>	<p>EVは、走行時に二酸化炭素を排出しない環境負荷に配慮した自動車として認識しておりますが、近年、水素やバイオマスなどを燃料とした自動車の研究、開発も進んでいることから、将来を見据えた施策として何が最適であるのか、調査、研究を行ってまいります。</p>	○
7	<p>・水道水の削減ですが、設計から取り組みが望ましいです。できた建物から流量調整をするよりも設計時に節水器具の選定あるいは定流量弁の設置を決めていただくと間違いない節水になります。</p> <p>水道水ですが、公園にある水道はすごい流量が出ますので、適切かつ節水な流量が出るようにすると良いです。</p>	<p>これまで市では、適切な節水に努めているところですが、ご指摘の事項につきましては、今後の具体的な施策を展開するうえでの参考にさせていただきます。</p>	○
8	<p>・住民として、市が使うお金はなるべく減らしていただきたいと思いますが、ゼロカーボンを目指す以上、再生可能エネルギーの契約も2050年に徐々に増やしていくべきではないでしょうか？</p>	<p>これまで、市内の小・中学校に太陽光発電システムを設置した「屋根貸し事業」や市庁舎に太陽光発電パネルを設置する等、再生可能エネルギーを導入してきたところであります。引き続き市が率先して、市民・事業者の見本となるべく、今後予定される公共施設整備においても再生可能エネルギーを導入してまいります。</p>	○

9	<p>志木市に関しては、カーボンニュートラルの導入促進ではなく、実現をめざして私の意見を書かさせていただきます。</p> <p>(1) 再生可能エネルギー導入に関して</p> <p>志木市は3河川と緑が調和しています。それらの自然、動物、植物と私たち人間が楽しく住むことのできる町になるため</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川を利用した小水力発電 ・河原の雑草を燃やして発電するバイオマス発電 ・私たちが発生させる廃棄物を燃やして発電する廃棄物発電 <p>を各町内等小さなエリアへ電気を供給する業務を市が行います。</p> <p>これにより市内家庭部門のカーボンニュートラルをめざします。</p> <p>(2) スマートムーブの取組みに関して</p> <p>バスタクシーの公共充実に関して、上記「再生可能エネルギー」で作り出した電気により「電気自動車」やその電気から作り出した水素を利用した「水素自動車」を利用してスマートムーブのカーボンニュートラルをめざします。</p> <p>(3) 再生可能エネルギーの管理</p> <p>これらの再生可能エネルギー、そのエネルギーを利用した水素の管理は市では出来ないため、2024年5月に包括連携協定を締結した大東ガス、東京ガスにエネルギー管理をおこなっていただき、そのエリアを拡大して、志木市全体にしていただきたいです。</p>	<p>電力ピーク時には、エネルギーの利活用に制限が生じることがある中で、環境に配慮しながら生活する現在においては、再生可能エネルギーを地産地消することが、有効な取組であり、地域の持続的発展にも資するものと考えております。</p> <p>このような視点に立ち、ご指摘の事項も含め、再生可能エネルギーの利活用に係る各種取組を調査、研究してまいります。</p>	○
10	<p>志木市における地球温暖化対策の1つとして小水力発電の導入を提案する。本市には3つの川があり太古から人々が川と共に暮らしてきた。江戸時代には野火止用水を宗岡に引き込んだいのちは樋や新河岸川の舟運で栄えた歴史などがあり、近年では河童像やカパルなど河童の観光資源化も行われている。志木市は水と深い縁のある街であり、小水力発電に取り組むことにより新時代の水と共に生きる街づくりを進めたい</p> <p>地理的には本市には3つの川とそれにつながる水路など大小様々な水流があり、小水力発電に適した場所も探しやすいと思われる。また川や用水路は公有地なので、許可を得られれば無償利用が可能であり、用地取得の障壁がないことも利点である</p> <p>導入にあたっては技術や場所の選定、費用、行政手続き、運営など日々課題があり容易ではないが、学習・啓発目的の市民参加型のプロジェクトを市が主催することからはじめればいいのではないか。またプロジェクトの中心を青年層とし長い見通しをもった未来の街づくりへの取り組みとしたい。この取り組みが、かつて新河岸川を越えて水を引き込む技術と努力でいのちは樋を作り、宗岡に用水をもたらした白井武左衛門のような志をもった青年たちを生み出す場となれば市の一層の発展につながるのではないかどうか</p>	<p>電力ピーク時には、エネルギーの利活用に制限が生じることがある中で、環境に配慮しながら生活する現在においては、再生可能エネルギーを地産地消することが、有効な取組であり、地域の持続的発展にも資するものと考えてますが、ご意見いただいた小水力発電については、設置場所の使用許可をはじめ、近年のゲリラ豪雨等による設備への影響を慎重に検討する必要もあることから、今後、調査、研究してまいります。</p>	○

11 第3章 目標達成に向けた取組	<p>志木市のCO2の削減の目標は国の方針です。</p> <p>その国の方針は、火力電力を減らす代わりに、原発を再稼働させるとなっています。</p> <p>福島原発の事故から14年たつてもいまだに故郷に戻れない人々がたくさんいます。放射能汚染はまだまだ何十年も続くでしょう。</p> <p>世界では、この事故を受けて、100%再生エネルギーを目標へかじを切っています。</p> <p>志木市は国の方針どおりでいいのでしょうか。志木市は再生エネルギーを増やすことを目標とすべきではないのでしょうか。そのために、(1)個人・事務所へソーラーパネルの設置に補助金を出す(2)公共施設に徹底的に調査してソーラーパネルを設置する(3)市民からもアイデアの募集をする(4)その上で市民に節電の協力をお願いする等検討をして下さい。職員全員がこの問題にとりくむ覚悟で頑張ってください。</p>	<p>市では、これまで、市内の小・中学校に太陽光発電システムを設置した「屋根貸し事業」や市庁舎に太陽光発電パネルを設置する等、再生可能エネルギーを導入してまいりましたが、引き続き市が率先して、市民・事業者の見本となるべく、今後予定される公共施設整備においては、太陽光発電パネル等の再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、ご指摘の事項も含め、再生可能エネルギーの利活用に係る各種取組を調査、研究してまいります。</p>	○
-------------------------	--	--	---

志木市公共施設適正配置計画～第Ⅱ期個別施設計画～(素案)について

1 意見公募期間

令和6年12月3日(火)から令和7年1月6日(月)まで

2 計画の公開場所

市ホームページ、政策推進課(公共施設マネジメント推進室)、市民サービスステーション、柳瀬川駅前出張所、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館

3 意見募集状況

人 個 人	数 団 体	意 見 件 数
6人	0人	15件

区分	
◎	意見を反映し、修正・加除(一部を含む)を行ったもの
○	原案のとおりとするもの
△	その他

No	公募意見概要	公募意見に対する市の考え方	区分
1 全般	志木市は他市に比べて公共施設は非常に少ないと思います。サークル活動で施設の確保に皆さん苦労しています。これ以上の削減は行うべきではありません。せめて今の施設は維持という方針にたすべきと考えます。	今後、人口減少や少子高齢化の進展に伴う公共施設の利用需要の変化や、老朽化に伴う維持補修経費の増大が予想されます。こうしたことから、将来にわたって市民サービスの水準を維持し、持続可能な行政運営を行っていくためには、公共施設等の計画的な更新や統廃合等による財政負担の軽減・平準化を図っていく必要があります。 いただいたご意見のように、施設を全て、現在と同規模で建て替えた場合、志木市公共施設等マネジメント戦略にも記載のとおり、財源が不足することとなりますので、ご理解を賜りたいと存じます。 なお、更新や統廃合を行う場合においても、複合化や集約化を行うなど、必要な機能を維持し、サービス水準の維持に努めてまいります。	○
2	まずは、どんな計画も民主的な方法で、決定して欲しいです。素案は決定ではなく、民意をしっかりと聞いて、改善すべきところは改善していきながら進めるべきだと思います。	市の政策形成過程における市民参加の機会を確保するとともに、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民との協働によるまちづくりを推進することを目的として、本計画の素案につきましても意見公募を実施しております。 また、各個別施設の整備計画等の策定段階において、利用者・関係団体等への説明や意見公募手続の実施等により意見聴取の機会を設け、いただいたご意見を踏まえて、方針を定めてまいります。	○

3	<p>今回の素案の中に宗岡公民館についての記述が何度も出ています。「老朽化に伴い集約化、複合化及び廃止等の検討を行う」となっていますが、廃止には反対です。多くの市民がサークル活動を楽しんでいます。必ず残す方向で検討してください。皆さんの声を十分に聞いて下さい。</p>	<p>宗岡公民館については、マネジメント方策の実施時期が第Ⅲ期個別施設計画の計画期間となることから、第Ⅲ期個別施設計画の策定時期に、社会状況や地域ニーズ等鑑み、最適なマネジメント方策を検討してまいります。</p> <p>併せて、各個別施設の整備計画等の策定段階において、利用者・関係団体等への説明や意見公募手続の実施等により意見聴取の機会を設け、いただいたご意見を踏まえて、方針を定めてまいります。</p>	○
4	<p>■宗岡公民館について</p> <p>素案の「宗岡公民館は、今後の老朽化に伴い集約化、複合化及び廃止等の検討を行う。」という方針案について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集約化・複合化というがその対象となる施設の見通しが示されておらず空論になっている。 ・仮に対象となる施設があったとしてそちら側に集約化・複合化した場合現在の場所の宗岡公民館が廃止・取り壊しになる。 ・集約化・複合化の対象となる施設がなければ方針案に残る選択肢は廃止のみである。 ・老朽化に際して現在地での建替えという選択肢がはなから排除されている。 <p>以上のことからこの方針は宗岡公民館廃止を意図したものだと言わざるを得ず反対する。宗岡公民館の老朽化に際しては現在地での建替えを基本方針とすべきである。宗岡公民館は現在も様々なコミュニティが活発に活用している。市は志木市将来ビジョンや志木市地域福祉計画においてコミュニティの活性化を重要課題として位置づけているにもかかわらず、その一方でコミュニティの活動拠点を縮小しようとするのは本末転倒である。また宗岡公民館においては学習スペースで熱心に自習する子どもたちもおり、その場所を奪おうとするすることは許されるものではない。</p>	<p>宗岡公民館に係る基本方針については、サービスを低下させないように配慮しながら公共施設の総量を削減するという公共施設等マネジメントの基本的な考え方則り、方向性を定めております。</p> <p>このことを踏まえ、宗岡公民館につきましては、計画書の文言のとおり、マネジメントの方向性として「集約化、複合化及び廃止等の検討を行う」ことを記載したものであり、廃止のみを意図したものではございません。</p> <p>なお、各施設のマネジメント方策を決定するにあたって、各個別施設の整備計画等の策定段階において、利用者・関係団体等への説明や意見公募手続の実施等により意見聴取の機会を設け、いただいたご意見を踏まえて、方針を定めてまいります。</p>	○
5	<p>宗岡公民館を利用しています。利用者が少なくなった、高齢化している等マイナスの要件から閉鎖、縮小するのではなく、地域の活発化につながる様、公民館職員も住民の意識向上にも力を貸せる様に、そんな公民館にしていただきたいです。社会教育施設として、住民の教養の向上、学習グループの活動の場の提供、住民の学びや交流、仲間づくり、健康づくり、生きがいなど住民に促していく大事な場として残していただきたいです。</p>	<p>宗岡公民館については、マネジメント方策の実施時期が第Ⅲ期個別施設計画の計画期間となることから、第Ⅲ期個別施設計画の策定時期に、社会状況や地域ニーズ等鑑み、最適なマネジメント方策を検討してまいります。</p> <p>併せて、各個別施設の整備計画等の策定段階において、利用者・関係団体等への説明や意見公募手続の実施等により意見聴取の機会を設け、いただいたご意見を踏まえて、方針を定めてまいります。</p> <p>なお、公民館の運営方法等については、いただきましたご意見は本計画とは別の事項となりますですが、市政運営の参考とさせていただきます。</p>	○
6	<p>公共施設等適正管理推進事業債を使えば、複合化により市の財政負担を小さくできる旨の説明をもっと積極的に発信すれば、統合への理解が得られる認識です。また、宗岡公民館の廃止だけでは、交通空白地帯(最寄りのバス停または駅から500m以上離れている箇所)に複数の公共施設がある志木市においては不安を煽る結果になってしまいます。</p> <p>以上より、「長年使っていた公共施設の代わりはあるのか?」「建て替えよりも統合の方が何円ほど財政負担が軽くなるのか」という点について発信を強化してください。</p>	<p>宗岡公民館につきましては、現時点で廃止と決定しておりません。宗岡公民館については、マネジメント方策の実施時期が第Ⅲ期個別施設計画の計画期間となることから、第Ⅲ期個別施設計画の策定時期に、社会状況や地域ニーズ等鑑み、最適なマネジメント方策を検討してまいります。</p> <p>併せて、各個別施設の整備計画等の策定段階において、利用者・関係団体等への説明や意見公募手続の実施等により意見聴取の機会を設け、いただいたご意見を踏まえて、方針を定めてまいります。</p>	○

7	郷土資料館・旧村山快哉堂	<p>郷土資料館と旧村山快哉堂はどちらも志木市の歴史として残る施設なので、二箇所を一度訪問すれば、どちらも学べるという様な場所にしていただけたら、市民の意識向上にも役立つのではないかでしょうかと思います。</p> <p>埋蔵文化財保管センターとは違った市民生活の時代を振り返り、学べる学習の場でもありますから、児童達にとっても良い学びの場の提供になると思います。</p>	<p>郷土資料館及び埋蔵文化保管センターについては、「志木市立郷土資料館及び志木市立埋蔵文化財保管センターの再整備に係る基本方針」に基づき、複合化し、市民と共に郷土資料を総合的に保存・活用するための拠点として整備を進めているところです。</p> <p>また、旧村山快哉堂は本市の貴重な文化財であることから、適正な維持補修により施設を保存してまいります。</p> <p>施設の運用についていただいたご意見につきましては、本計画とは別の事項となります が、市政運営の参考とさせていただきます。</p>	○
8		<p>市民体育館の廃止については今でも多くの方が反対しています。市民の合意は全く得られていません。一方的に計画決定しておしつけるやり方は正しいのでしょうか。いまでも23万人の人が利用している市内で一番利用者が多い施設でもあります。国の有利な支援があるというだけで強行するのはおかしいです。まずは市民の福祉第一に考えるべきです。志木市の人口はまだしばらく横ばいです。もう一度体育館を耐震工事して残すことを検討すべきです。</p>	<p>市民体育館は廃止ではなく、市民会館との複合化により、その機能を存続してまいります。また、市民会館と市民体育館の複合施設については、施設の機能性、整備費等のコスト、立地や土地利用規制等、政策との整合性の観点から、メリット、デメリット等を総合的に勘案し、市民会館用地に施設整備をすることが最も適切と判断し、事業を進めることとしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。</p>	○
9	市民体育館	<p>市民体育館の廃止について市民説明会は開かれましたか。利用者のアンケートは行ったのでしょうか。廃止の判断はどのような基準で決定したのかお伺いします。</p>	<p>市民体育館は廃止ではなく、市民会館との複合化により、その機能を存続してまいります。</p> <p>なお、複合化の決定にあたっては、市体育協会や町内会連合会など市内を網羅する各種団体の代表者で構成する「志木市民会館及び志木市民体育館再整備基本計画策定検討委員会」や、市議会の特別委員会において議論いただきながら、最終的に再整備の手法として、市民会館用地における複合化の方針で計画を作成したところです。</p> <p>また、建物の設計にあたっても、市民説明会での意見聴取や各利用団体へのヒアリングを行い、いただいたご意見を反映しています。</p>	○
10	市民会館・市民体育館	<p>現在、市民会館と市民体育館を複合施設化する予定で解体した市民会館跡地は、建設の見通しもないまま、更地となっています。側聞するところによると、建設費の高騰により業者が降りたとの由。結果として、解体予定であった市民体育館は、継続使用されることになりました。体育館を残して欲しいという、市民の署名が提出されたことは記憶に新しいところです。当初の複合施設化計画が頓挫をきたした現在、駐車場のスペース確保などで難点のあった、この計画をゼロベースで見直すべきと考えます。前記市民の要望も取り入れ、体育館の改修使用と、市民会館の速やかな建設などの、現実的な計画に、変更されるよう要望致します。</p>	<p>市民会館と市民体育館の複合施設については、施設の機能性、整備費等のコスト、立地や土地利用規制等、政策との整合性の観点から、メリット、デメリット等を総合的に勘案し、市民会館用地に施設整備をすることが最も適切と判断し、事業を進めることとしております。</p> <p>なお、市民体育館の改修と、市民会館の単独建替えを併せて実施することにつきましては、基本計画策定時の試算では、ライフサイクルコストで考えた場合、複合施設よりも費用が高額になるとともに、国の財源も活用できないことから、財政面等から鑑みて、現実的ではないと認識しております。</p>	○

11	学校教育系施設	P24、第Ⅱ期に、「志木二中校区の志木二小、志木四小、志木二中については義務教育学校の設置に伴う改修工事を行う予定である」との記述について、「適正化計画」と関係のない工事と思われるが、なぜ記述されたのか。空中渡り廊下等を含む工事と思われるが、議会の議決もなく、市民の反対の声が多い中で、このような記述は市の方針が決定しましたということなのか、お答え下さい。	義務教育学校の設置に伴う施設改修等については、いただいたご意見のとおり、耐震化、長寿命化等に資する改修等ではございませんが、マネジメント対象施設において改修工事が実施されることを考慮し、注釈での表記といたしました。 なお、義務教育学校の設置については、現在、教育委員会において議論が行われているところです。	○
12		義務教育学校、ふれあい号の廃止についても一方的に市の方針をおしつけています。市民の声を大切にする市政運営を求めます。	本計画は、今後的人口減少等に伴う施設の利用需要の変化や老朽化に伴う維持補修経費の増大が見込まれる中で、財政負担の軽減・平準化とサービス水準の維持を両立させながら、公共施設の最適な配置を定めるものです。	
13		義務教育学校は多くの人の反対があるにもかかわらず、強行しています。市民の声にもっと耳を傾けて、急がず時間をかけて子ども達のためになるように。市長や教育長のためでなく。	いただいたご意見は本計画とは別の事項となります。市政運営の参考とさせていただきます。	○
14		ふれいあいバスの方も全廃ではなくて、週1、2回でも良いので復活させてください。また、ワゴン車で乗り合いで福祉センターへ送迎してあげるなど、工夫すれば助かる人も多いと思います。みんな税を払っている市民です。税の使い方の工夫をしてください。		
15	その他	P13、館保育園について「当初廃止の決定→民営化」に変更となっていますが、廃止決定の経緯について教えて下さい。多くの市民の方が利用していた館保育園、残してほしいのパブコメも50近い意見が寄せられたと記憶しています。判定基準の中に市民「アンケート」とありますが、これは実施されたのでしょうか。実施されたならば、その内容を詳しく教えてください。	館保育園につきましては、第Ⅰ期個別施設計画において、1次判定、2次判定ではサービスの必要性、建物の安全性及び代替可能性等による機械的な判定を行った結果、廃止候補となりましたが、2次判定結果に対して、市のまちづくりの方向性や施策上の必要性、地域性などを考慮し、施設ごとの方向性を検討した結果、3次判定において、廃止ではなく民営化に判定を修正したものです。 なお、2次判定方法例中のアンケートにつきましては、平成26年に公共施設の利用状況や配置等について、無作為抽出した市民およそ3,000人に対して調査を実施し、その結果を判定の参考にしております。	○

志木市こども計画（素案）について

1 意見公募期間

令和7年1月23日（木）から令和7年2月21日（金）まで

2 計画の公開場所

市ホームページ、子ども支援課、市民サービスステーション、柳瀬川駅前出張所、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館、健康増進センター、いろは保育園、北美保育園、西原保育園、児童センター、いろは子育て支援センター、西原子育て支援センター、宗岡子育て支援センター

3 意見募集状況

人 数		意 見 件 数
個 人	団 体	
8人	1団体	22件

区 分	
◎	意見を反映し、修正・加除（一部を含む）を行ったもの
○	原案のとおりとするもの
△	その他

※複数のご意見をいただいた場合は、市において分類しております。

No.	公募意見概要	公募意見に対する市の考え方	区 分
1 ライ フ ス テ ー ジ	【出産後、育児中】 申し込みのデジタル化（子育て支援センターでの様々なイベントに参加したいが全てが電話申し込みでハードルの高さと手間がかかる。子供が泣いたりして難しい。）	目標1 子ども・若者の主体性を育むための支援、施策の方向（3）地域の交流促進、取り組み名「子育て支援センター事業の充実」の内容に、「デジタル化を推進し、子育て世帯が利用しやすい環境を整えます。」を加えることとします。	◎
2 を 通 し た 施 策	ゆとり教育世代の若い保護者は子育てに悩み苦しんでいる。社会全体でサポートする必要があるのではないかと思う。志木市でも産後ケアが始まったが、更にサービスを充実させる為、資格者（助産師、看護師、保育士等）が「デイサービス型（支援センターにて）」「訪問型（産後ドゥーラの様な形）」で援助する仕組みを作つて欲しい。 上記に関連して、新座市のようにファミサポが産後（産前も）ケアを展開するのはどうか。	本市では、産後1年以内の産婦のうち、心身の不調または育児不安があり、支援が必要な方を対象に、助産師などの専門職やヘルパーを派遣して育児負担の軽減を図る「育児サポート事業」を実施しておりますが、妊娠期から子育て期に渡る切れ目ないさらなる支援として、令和7年度からは妊婦へのヘルパー派遣も加えた「産前・産後サポート事業」を実施してまいります。 また、ファミリー・サポート・センター事業は、会員同士が行う相互援助活動として育児をサポートしております。産前・産後時は、上の赤ちゃんの送迎などのサポートを行っております。	○
3	産後におうちに手伝いに来て欲しいお母さんが多いとよく話を聞きます。産後おうちに手伝いできるサービスがあるといいと思います。	なお、ご提案いただきました子育て支援センターにおけるデイサービス型につきましては、場所などの確保が難しい状況にあることから、保育園におけるリフレッシュ一時保育を引き続き実施するとともに、令和7年度から、子ども誰でも通園制度を実施することにより、子育て家庭の負担軽減を図ってまいります。 産前・産後は、妊娠・出産による身体の変化だけでなく、精神的にも不安定になりますから、赤ちゃんと母親が安心して過ごせるよう寄り添ったサポートに努めてまいります。	○

No.	公募意見概要	公募意見に対する市の考え方	区分
4 ライ フ ス テ ー ジ を 通 し た 施 策	<p>意見表明の機会 P51において本計画の根拠として子どもの権利条約の4つの原則を明記しているのは素晴らしいが、その1つの「子どもの意見の尊重」について、それを具体化しているのが、P64の「②子ども・若者の意見表明・社会参画を支援します」の「はたちの記念式」と「子どもの権利条約の周知」の2項目しかないのは基本計画として極めて貧弱かつ不完全である。また「意見を表明する権利」には「広く意見を聞いてもらえる場」が不可欠であり、そのような場を提供する施策も検討するべきである。以下、具体策を提案する。</p> <p>1. 学校生活についての意見表明の機会 P51に「子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。」とあるが、多くの児童生徒にとって日常生活で多大な比重を占める学校生活について、現在の日本では子どもたちの意見が十分に聞かれているとは言い難く、まずこの点について子どもたちの意見表明の機会を増やすことが必要であり、以下のような施策を行うべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・保護者・教師で校則について語り合う会 <p>日本の多くの学校の校則は大人が一方的に決めて子どもたちに強制しておりP51の記述との矛盾が多い。校則を押し付けられたルールから合意と納得に基づくルールに変えてゆく努力が必要である。その1つの方法として三者で語り合う会を定期的に行う。またその内容はネット中継と録画公開も行い、広く市民からコメントを求め全市民的な意見交換の場としている。自分の意見が多くの市民に聞かれ、様々なコメントを得られることは子どもたちの成長にとっても有益だと思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校生活について定期的・継続的に児童生徒にアンケートを行い、市民に公表する。 <p>アンケートは現在も不定期にやっているようだが、定期的・継続的に行うこと、結果をすべて市民に公表することを制度化することにより、子どもたちに「書けば誰かに聞いてもらえる」という機会を提供することができる。</p> <p>2. 青年層の意見表明の場の創出</p> <p>青年層の自由な意見表明の場として、さくらフェスタや市民まつりなどのイベント時にステージで「MCバトル（ラップバトル）」や「ディベートバトル」などの企画を行う。あるいはこれらを志木駅のペデストリアンデッキで定期的に行う。「聞いてもらえる場」があることは多様な意見表明への呼び水となるはずである。</p> <p>3. 市長や議会との対話 「子ども議会」「青年議会」や「議会報告会」などによる行政や議会に対する意見表明の場</p> <p>すでに多数の自治体で行われているがなぜ志木市はこの程度のこともやろうとしないのか？本計画草案においても投票率向上をはじめとする子ども・青年の政治参加促進の視点が欠落しているのは問題である。</p>	<p>子どもに関する政策を推進するにあたっては、子どもや若者一人ひとりの意見を聞き、その声を大切にし、子どもや若者にとって最もよいことは何かを考え、子どもに関する取組・政策を社会のまんなかに据える「こどもまんなか社会」の実現に向け、地域ぐるみでの取組が求められています。</p> <p>本市におきましても、市内の中学校において、学校の決まり事について、生徒会からの意見を反映させるなど、機会を捉えて子どもたちの意見を聴くための取り組みを実施しているところです。</p> <p>今後につきましても、意見の聴取方法など、関係機関と連携し、よりよい方法を調査・研究しながら、機会を捉えて実践してまいります。</p> <p>また、ご提案いただきました内容につきましても、今後の参考とさせていただきます。</p>	○

No.	公募意見概要	公募意見に対する市の考え方	区分
5 ライ フ ス テ ー ジ を 通 し た 施 策	自習場所の提供 子どもにとって、公園など自由に体を動かせる場所と同様に静かに勉強できる場所も重要である。 P65の「居場所・体験機会の創出」の①安全な居場所・遊ぶ場所を提供しますの一覧に他の施策と同様な重みをもたせて「自習場所の提供」も加えるべきである。	自習場所の提供につきましては、宗岡公民館では、1階のロビーをフリースペースとして開放しており、図書の調べもの学習や休憩、談話、自習などに利用いただいております。 また、宗岡第二公民館では、集中して学習に取り組むことができる環境を提供するため、中学生以上の方を対象に、定期考查や、埼玉県公立高等学校入学者選抜直前の土曜日、日曜日及び祝日に、会議室の1室を自習室として開放しているほか、柳瀬川図書館では、令和5年度より、図書館利用登録をされている中学生以上の方を対象に、ティーンズコーナーの閲覧席の一部を自習ができるスペースとして開放しております。 なお、志木地区における児童センターの整備を進める中で、自習ができるスペースにつきましても検討してまいります。	○
6	学習支援事業 P79の学習支援事業について、参加実人数は書かれているが、これは全対象者の何%なのか? また「利用者のうち生活保護世帯に属する子どもの大学など進学率」の数値目標が5%というのは低すぎるのではないか?その算出根拠を示していただきたい。	本事業の対象者は、生活保護世帯、児童扶養手当受給世帯、就学援助費受給世帯などの小学生、中学生及び高校生のうち、学習支援を必要とする者としております。 参加実人数と全対象者の割合につきましては、学習支援を必要とするかの判断が、個別の事情を踏まえる必要があるため、対象となり得る全体数を把握することは困難であります。 なお、数値目標につきましては、本事業の趣旨であります高校進学などを踏まえ、「利用者のうち生活困窮世帯に属する中学3年生が高校などへ進学する割合」に修正します。	◎
7	志木市の子育て支援政策が充実するのは大変喜ばしい事だと思う。更に支援サービスの質の向上の為にも現場の保育士やスタッフの待遇を保障していただければ幸いです。	保育士の待遇改善につきましては、国や県、市の補助事業である「保育士宿舎借り上げ支援補助事業」に加え、本市独自の制度である「しきっ子育成保育士手当補助事業」などにより、家賃補助や勤務年数に応じた手当を支給し、働きやすい環境づくりや定着に努めています。	○
8	乳幼児ショートステイ型支援施設（預かり）	ご家庭においてお子さんを養育することが一時的に困難となった場合などに、短期間において、2歳以上のお子さんをお預かりする「こどもショートステイ事業」を令和7年度から実施いたします。	○
9	幸町地区に子育て支援センターがなくなる予定なので、継続して支援センターがあるといいです。	令和8年3月に、西原保育園閉園に伴い、西原子育て支援センターが閉所となります が、館地区や志木駅前の子育て支援センターをご案内するとともに、出張子育てひろば事業などを実施することにより、子育て親子の交流の場や相談の場の確保に努めてまいります。	○
10	幸町は新興住宅が更に増えている。支援センターが復活すると良い。		○

No.	公募意見概要	公募意見に対する市の考え方	区分
11 ライ フ ス テ ー ジ を 通 し た 施 策	令和6年度障害福祉サービス等報酬改定で高次脳機能障害支援体制加算[障害児相支援]が新設されたことを受け、高次脳機能障害を有する障害児への相談支援体制を整備していくことを、施策として位置づけて下さい。	ご意見のありました点につきましては、第4期志木市地域福祉計画において、「基幹福祉相談センターの整備と一次相談機関との連携」を市の主な取組に位置づけ、その支援対象として、高次脳機能障がいの方についても含めております。 なお、志木市障がい者計画・志木市障がい福祉計画・志木市障がい児福祉計画におきまして、高次脳機能障がいの方に関する内容につきましても掲載をしているところであります。	○
12	「強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援体制の充実」という施策を位置づけて下さい。 また、次期の障害児計画においては、国の基本指針に即して「強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援体制の充実」といった施策を位置づけて、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児への支援を計画的に実施して下さい。	第3期志木市障がい児福祉計画において、「強度行動障がい児者や高次脳機能障がい児者に対する支援体制の整備を令和8年度までにする」という目標を設定しております。 次期計画につきましても、国の基本指針に即して計画的支援体制の充実を図ってまいります。	○
13	小中学生の行き場があまりないなと感じています。宗岡方面には児童館が1つしかなく、子どもだけで行ける距離ではないので利用するとなると保護者の送迎が必要です。特に下宗岡の子どもたちは、特に長期休みなど保護者不在の場合、しきっこが頼りとなります。ですので、しきっここの存在はとてもありがたい限りです。しかし、子どもたちが自分で行ける距離感に児童館等があればなと言うのが正直な気持ちです。 同様な考え方で、支援センターもあるといいなと思います。子どもとの移動は、荷物も多く大移動になるので気軽に行ける開かれた場所が宗岡方面にもう一箇所あるといいなと思います。このように思っていますのでまんまるあるが閉所するのはとても残念に思います。志木駅方面には支援センターが3、4箇所ありますが、気軽に行ける場所にあってほしいという思いから幸町方面に再度支援センターを開所していただければと思います。そして、市民会館の新設を切に願っています。	子どもの遊び場は市内全域で少ない傾向にあるほか、児童センターは志木地区にないことから、「第2期志木市子ども・子育て支援事業計画」において、重点施策の一つとして、児童センターなどの遊び場を確保することを位置づけ、検討を進めてまいりました。 志木地区の児童センターの整備につきましては、子育て支援センターを併設することとし、今後、設計を進める中で、より多くの子どもたちや保護者の皆様が利用しやすく、魅力的な施設となるよう工夫してまいります。 また、令和8年3月に、西原保育園閉園に伴い、西原子育て支援センターが閉所となります、出張子育てひろば事業などを実施して、子育て親子の交流の場や相談の場の確保に努めてまいります。	○
14	目標1 子ども・若者の主体性を育むための支援について ・「こども大綱」第3-（2）多様なあそびや体験、活躍の機会づくりで指摘されている「全てのライフステージにおいて、年齢や発達の程度に応じて、自然体験、職業体験、文化体験などの多様な体験・外遊びを含む様々な遊びができるよう…」という文言があります。様々な体験が自身につながり、「生きる力」を育むことになります。こどもたちの個性によって、求めるものは違うと思います。個々の個性を育める機会を創出し、質の高い文化体験に触れるができる施策があるとよいと考えます。成長過程での体験格差を減らすことができたらと思います。	体験活動は、豊かな人間性、自ら学び、自ら考える力などの生きる力の基盤、子どもの成長の糧となります。 体験活動の取り組みにつきまして、放課後子ども教室や文化体験道場を通じて、さまざまな体験や交流活動の場を設けており、今後につきましても、関係部署と協議、連携を図りながら、体験機会の創出を図ってまいります。	○

No.	公募意見概要	公募意見に対する市の考え方	区分
15 ライ フス テー ジを 通し た施 策	目標 1 子ども・若者の主体性を育むための支援について ・主体的に選択できる居場所や体験の場が複数あることが、意欲や主体性を生むと考えます。子どもの居場所となる施設や放課後に自由に遊べる公園が増やせると良いと思います。そして、こども自身の選択のための周知も行政からできると良いと思います。	子どもたちがのびのびと安全に遊べる公園や安全な居場所の確保は重要な課題です。現在実施している放課後志木っ子タイム等を継続して実施とともに、新たな児童センターの整備など、子ども・若者の意見を聴きながら、よりよい場所づくり、居場所づくりに努めてまいります。	○
16	目標 1 子ども・若者の主体性を育むための支援について ・施策の方向（1）権利養護・意見の反映にて、「子どもの権利条約」の周知がありますが、子どもの人権については、周りの大人や若い世代への周知も必要だと考えます。こどもたちが表明した意見について対話する、その意見が反映される、またはできない理由を対話し、フィードバックする必要があり、大人の力量が問われるのではと思います。「こどもまんなかまちづくり」をめざして、今後「こども条例」の策定などを視野に入れた、「子どもの基本的人権」についての専門家を交えた勉強会の機会があればと思います。子どもたち自身はもちろん、若い世代・大人とそれぞれの世代が学べる機会を創出してほしいです。対話のできるワークショップ的なものの方が意識が根付くのではないか。 こどもたちが将来にわたって幸福な生活を送ることができるよう願っています。	本計画の策定にあたり、子ども向けの概要版を作成し、その中で、「子どもの権利条約」について記載するとともに、ヒアリングを行ったご意見に対して志木市が取り組むことなどを記載しております。 また、計画を着実に実行していくため、勉強会やワークショップなどをはじめとした機会の創出を工夫してまいります。 これらの取組を通じて、子ども・若者の意見を聴き、その意見を大切にして施策に反映させていくなど、すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指してまいります。	○
17 ライ フス テ	【妊娠中】 無痛分娩費用の助成（必須だと思います。）	無痛分娩の費用助成につきましては、他自治体の事例を参考にしながら判断してまいります。	○
18 ライ フス テ ー ジ 別 の 施 策	【出産後、育児中】 オムツ、ミルク費用の助成（産休、育休中で手当もまだ入ってない中で消耗品費用は負担が大きいです。）	子育て世帯の家計を支援する制度としましては、児童の健やかな成長に資することを目的とした児童手当について、令和6年10月の制度改正により、支給月が年3回から年6回に変更となったところあります。 また、保健師等との面談を受けた妊婦の方を対象とした「出産応援金」や、新生児訪問（出生後おおむね1か月後）または乳児家庭全戸訪問（出生後おおむね4か月以内）を受けた方を対象とした「子育て応援金」の給付を行っているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。 なお、令和7年度から「出産応援金」と「子育て応援金」は、「妊婦支援給付金」として給付を行ってまいります。	○
19	オムツとミルク代の助成をしてほしいです。		

No.	公募意見概要	公募意見に対する市の考え方	区分
20 ライ フ ス テ ー ジ 別 の 施 策	<p>【出産後、育児中】 未就学児からの性教育（自覚しにくい性被害への意識を高める必要があると思います。男女関係なくです。）</p> <p>【就学後】 ・専門家による性教育を男女混合で再度行うといいと思います。被害者、加害者にならないように。 ・道徳教育の増加 ・交通ルールの徹底的な教育</p>	<p>こども計画に「子どもの頃からの心身の健康に関する正しい知識の普及」を位置づけ、子どもの頃から、心身の健康の大切さを理解し、健康情報や安全に関する情報を正しく選択し適切に行動できるよう、健康に関する普及啓発や保健学習を実施する中で、性教育の意識の向上につなげてまいります。</p> <p>また、学校における道徳教育につきましては、市内各小・中学校にて、学習指導要領に基づき、道徳教育全体計画・年間指導計画等を作成し、教育活動全体を通じて、計画的に行っております。各学校における道徳教育の推進にあたっては、情報モラルや現代的な諸課題についても取り扱いながら、それらの課題解決に向けて考え続けようとする意欲や態度を育てることを大切にしながら指導を行ってまいります。</p> <p>さらに、交通ルールの指導につきましては、小学1年生対象の交通安全教室や、小学4年生対象の自転車安全教室を警察官や交通指導員、交通安全協会の協力のもと全8小学校で行っているほか、全学年を対象として、登下校時のルールなど、交通安全に関する意識の向上を目指し、今後も引き続き取り組んでまいります。</p>	○
21	<p>保育士の数も減っていてなかなか若手の保育士も増えない中ですが、保育士もネイル（ワンカラーやナチュラルなもの）や髪色などの制限を少し緩くすることで保育士の数も増えたり、これから保育士になりたいと思える人が増えるのではないかと思います。</p> <p>今では飲食店の店員さんも髪色の制限がなくなったりネイル可になっているところも増えているかと思います。</p> <p>日々の掃除や消毒作業で手荒れもひどくなり自分の手を見た時にせめて爪は可愛くありたいなと感じます。これから時代に沿った方針になると嬉しいなと思います。</p>	<p>保育士の待遇改善については、国や県の制度を活用した「保育士宿舎借り上げ支援補助事業」や、志木市独自の「しきっ子育成保育士手当補助事業」などにより働きやすい環境を整備することで、保育士の確保に努めています。</p> <p>また、保育士の身だしなみなどは、保育する子どもはもとより、保育士自身の安全を確保する必要があることから、園ごとに「安全面」「衛生面」「清潔感」「安心感」などを踏まえたルールが設けられています。</p> <p>なお、市立保育園の保育士は、「志木市職員接遇マニュアル」に身だしなみなどについての基準を設けております。</p>	○
22	<p>小中一貫教育 P101の「小中一貫教育推進事業」について、現在、志木2中学校区の3校合併による義務教育学校化が進められているが、このやり方はP51の『子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。』に即しているとは言えない。他の3学校区は合併しないのに1学校区だけ合併する教育上の有効性がまったく説明されていないからである。また市民アンケートも拒否しパブリックコメント104件中の78件に回答しないなどの教育委員会の姿勢は「こどもまんなか」ではなく「教育長まんなか」であると言わざるを得ない。</p>	<p>本市の小中一貫教育推進事業は、義務教育9年間の学びをつなげ、「一人ひとりの可能性を伸ばす質の高い教育」を推進するために取り組むものです。</p> <p>なお、志木第二中学校区における義務教育学校の設置に向け、小中一貫教育の効果をより高めることを目的に意識調査を実施しており、その結果においては、特に子どもたちからの期待感が高い結果となっています。</p> <p>また、志木市小中一貫教育推進計画の策定にあたりましては、令和6年1月19日から2月19日の期間に意見公募手続を実施し、ご意見などを取りまとめ、市教育委員会の考え方として公表しているところです。</p>	○